

## 《平成 27 年度児童発達支援事業つくし園に関する報告》

### 児童発達支援事業の充実

平成 27 年度は、利用契約数 27 名でスタートし、年度末には 40 名（実数 34 名・休園 6 名）の契約となった。新規利用者数は、1 年間で 13 名の幼児がつくし園につながった。

つくし園では児童発達支援を担う事業所としての役割をこれまでと同様に継続して行い、個別支援計画や個別の療育プログラムをもとに療育をすすめていくことができた。また、保護者ならびに関係機関と様々な情報を共有したり、子どもの発達を確認し合う機会をもつことでそれぞれの立場で果たすべき役割を明確にして、互いに理解し合った上で支援ができたのではないかと思う。

平成 26 年度に課題としてあげていた学童期の支援については、保育所等訪問支援でフォローできる体制を整え、訪問支援員が学校訪問を行った。実際の授業見学から見えてくる課題を学校と一緒に確認し、一人ひとりにあった支援方法を考えたり、専門的な立場からの助言などを行った。

#### ① 保護者支援・家族支援

保護者・家族支援は、親子療育後の保護者グループとの談話や、個別面談、五者面談など保護者と会話できる様々な機会において、つくし園での様子をきめ細やかに伝えるよう心がけてきた。また、保護者が主体となって組織する「つくし園家族の会」も重要な役割を果たしていると考えている。今年度は、つくし園を終了した園児の保護者にも呼びかけ、就学前の園児・小学校に入学した児童・保護者との交流の機会をもつことができた。参加人数は 64 名（大人 31 名・子ども 33 名）と大規模な交流会となったが、このような機会を今後も続けてほしいとの声もあり、継続していけるよう保護者とともに考えていきたい。

#### ② 学童期の支援

学童期の支援については、小学校への移行がスムーズに行えるよう今年度も南丹市子育て発達支援センターと一緒に、支援の引継ぎ及び入学後の様子を把握する為に小学校連携を行った。保護者や学校から直接相談を受けた場合は、つくし園独自で個別の支援として小学校と連携し、本人が学校で困らないようサポートに努めた。保育所等訪問支援で対応する場合もその一つである。



児童に直接支援することとは別に、間接的な支援（支援者側の学び）として、教育委員会（社会教育課）や小学校から講師依頼を受け、『療育支援とは』『特性をもつ児童への関わり方や配慮について』など、臨床発達心理士が現場の職員を対象とした研修会で講師をする機会ももてた。

#### ③ 保育所等訪問支援事業

保育所等訪問支援については、平成 26 年度の課題でもあった関係者への情報提供の充実を図る（支援内容を知っていただく）点では、「つくし園から保護者への働きかけ」「就学先の小学校へ保護者からサービス利用をしていることを伝えてもらう」「保護者同士の口コミによる情報提供」「職員研修の場を通じて説明できる機会がもてた」「相談支援事業の中で利用者への情報提供」「放課後等デイサービス事業所から情報提供」等から、年間実績としては 36 件の支援を提供することができた。ただ、つくし園を離れてしまうと、福祉サービスについての情報が入りにくいという点があり、今後も『どんな福祉サービスがあるのか』情報を知る機会・場をつくっていくことが必要と思う。また、新たな課題として、支援をする側と学校との日程調整に時間がかかってしまうという点がある。そのため、「今」というタイミングでサポートできない難しさがあっ

た。

今後は保護者や本人が困っているとき、必要性を感じているときに迅速なサポートができるよう日程調整の期間を短くできるよう考えていきたい。

## **つくし園（障害児相談支援事業）**

今年度3月末実績は、73名（内訳；学童44名 就学前29名）となっている。支援が必要である児童の相談支援は、保護者へ初めてアプローチを行う点で、面談にもより配慮が必要であるが、つくし園のこれまでの経験や実績を活かし、信頼関係を築きながら進めることができた。特に就学後の相談については、窓口が明確化したことでこれまで表面化していなかった困難ケース等にも着手できたことは、大変良かったと感じている。しかし一方で、質（対人援助）・量（サービス利用支援計画書）の両面から常に対応に追われる現状があった。